

門川町立門川中学校いじめ防止基本方針

令和7年度改訂

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、SNSをはじめとするインターネットサイトへの投稿などによる、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが強く求められております。

こうした状況の中で、平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本方針」が改定され、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成29年9月に「門川町いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「門川町立門川中学校いじめ防止基本方針」を改めて定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する対応	2
第2	いじめの防止等のための対策	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する取組	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導體制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	校務の効率化	6
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	6
(5)	地域や家庭との連携について	6
(6)	関係機関との連携について	7
4	重大事態への対応	7
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
【参考】別紙1	いじめ防止プログラム	8
別紙2	いじめ早期発見・事案対応マニュアル	9-16
別紙3	いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト	17

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ◎ 生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、いじめ防止の取組を行います。
- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

（3） いじめに対する対応

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。いじめの解決に向けては、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速に指導を行いますとともに、加害生徒に対する成長支援も行います。解決にあたっては、特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的かつ継続的に対応するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を密に行い、事案に応じて関係機関とも連携して解決に努めます。

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（生徒指導委員会）」を設置します。なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、定期的に生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、不登校担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 「学校いじめ防止プログラム」の作成・見直し ※別紙1参照
- 「早期発見・事案対処マニュアル」の作成・見直し ※別紙2参照
- 「いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト」の作成・見直し ※別紙3参照
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 学級活動等での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 生徒会活動

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業公開の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 学校生活アンケートの実施（月1回実施）
- 教育相談週間の設定（学期1回実施）

(ウ) 道徳科を要とし、学校の教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む道徳教育を推進するとともに、特別活動等の時間を中心として、情報モラル教育に取り組みます。

- 道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 教育参観週間（オープンスクール）の実施
- 参観日の懇談会における保護者への啓発
- 学校運営協議会との定期的な連絡会の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 生徒の発する具体的なサインの共有 ※別紙2参照

- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
 - ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校によるアンケート（月1回実施）
 - 県下一斉のアンケート
 - エ いじめ不登校対策委員会において、上記教育相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積
- (3) いじめに対する措置 ※別紙2参照
- ア いじめを発見・いじめの通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - 生徒の安全が確保されたら、直ちに校長、教頭に報告します。校長は、職員に対し、速やかに対応を指示します。
 - イ 情報の共有
 - アの情報を受けた生徒指導主事等は、校長の指示のもと、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、迅速かつ適切に情報の共有化を図ります。
 - ウ 事実関係についての調査
 - 校長は、緊急にいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針を決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
 - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 校長が必要と判断した場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
 - エ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
 - 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
 - いじめ不登校対策委員会の委員と連携して組織的な対応に努めます。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言える生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない」という認識のもと、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という2つの状態に至るまで、家庭と連携しながら全教職員で継続して指導を行います。
- いじめが解消されたと判断される状態に至っても、日常的に注意深く経過を観察していきます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

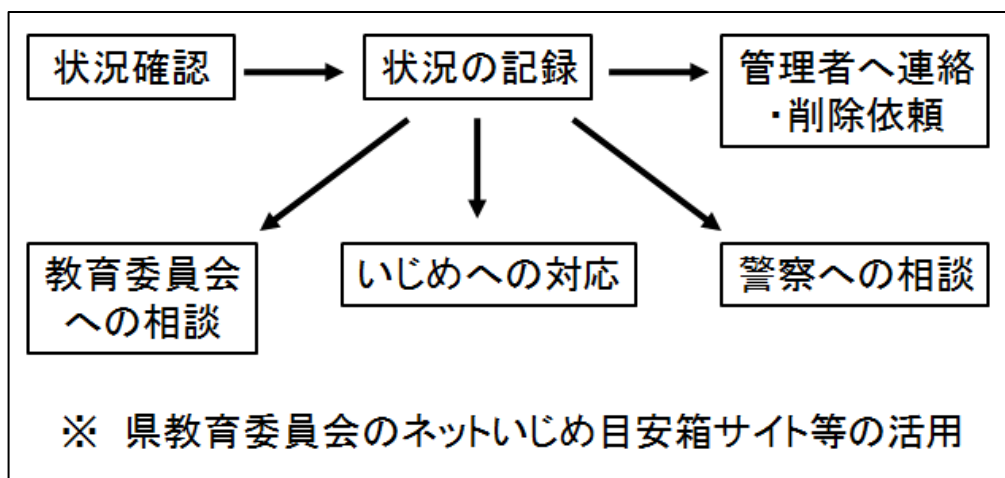
イ ネットいじめの予防

フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)

- 教科や道徳科、特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、県教育委員会が実施するネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、校長の指示のもと、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適

正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

- (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」、「いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。(※門川中学校いじめ早期発見・事案対応マニュアルの資料1、資料3を参照)
- (5) 地域や家庭との連携について
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためPTAや地域との連携促進を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。
- (6) 関係機関との連携について
いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。
- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
 - ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、公表します。

門川中学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	入学式 全校オリエンテーション 対面式 三者面談	生徒会企画・運営による対面式の実施	〈特〉 他者理解	学校基本方針の確認と目標の共有 学校のきまり等の共通理解	アンケート	週1回学年会を実施し、学年内の気になる生徒や人間関係、いじめの情報について学年で情報共有 ↓ 毎週木曜日のいじめ不登校対策委員会で、各学年の気になる生徒や人間関係、いじめの状況を報告し、情報を共有。また、各学年のいじめについて、組織的対応について協議する ※緊急の事案については随時対策委員会を開催 ※アンケートの分析、取組の改善原案作成	PTA 総会 (基本方針の説明) 三者面談	計画・目標作成
5	避難訓練 交通安全教室 体育大会	体育大会	〈道〉 いじめ①		アンケート			
6	情報モラル教育 生徒総会	生徒総会での年間活動計画の確認			アンケート 教育相談週間		学校運営協議会	
7				人権教育研修 コンプライアンスチェックシート	アンケート 人権週間のちの教育週間			職員アンケート
8					アンケート		三者面談 地域ボランティア	中間評価と取組の改善
9	生徒会選挙	生徒会選挙	〈道〉 協調性		アンケート			
10	秋桜祭	秋桜祭での主体的な活動や絆作り	〈道〉 協調性		アンケート			
11	職場体験 社会人よのなか教室	職場体験	〈道〉 いじめ②		アンケート 教育相談週間		学校運営協議会	
12	修学旅行 避難訓練 人権学習 終業式	人権学習	〈道〉 人権意識		アンケート 人権週間 学校評価 アンケート		地域ボランティア	職員アンケート
1	避難訓練			コンプライアンスチェックシート	アンケート			保護者・地域アンケートの分析
2			〈道〉 いじめ③		アンケート 教育相談週間		学校運営協議会	年間評価
3	卒業式 修了式	卒業式に向けて感謝の心の育成		今年度の反省と次年度の取組事項の協議	アンケート			次年度計画作成

門川町立門川中学校
いじめ早期発見・事案対処マニュアル

I. いじめ早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 生徒たちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

2 生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

3 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（資料1）を活用することが有効である。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学校・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。

また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施したり、いじめの相談窓口を設置・周知したりする等、相談体制を整備することが必要である。

(5) アンケート ～実施時の配慮が必要～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に2回以上の実施が望まれる。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

4 家庭や地域の協力を得るために

いじめの早期発見には、家庭や地域の協力も必要である。PTA 総会での学校の方針説明、学校通信を活用したいじめの防止活動の報告、教育参観週間（オープンスクール）の実施、参観日の懇談会における保護者への啓発、学校運営協議会との定期的な連絡会など、情報交換や協議できる場を設ける。

資料 I

いじめ早期発見のためのチェックリスト ～サインを見逃さない～

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子が残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

- | | |
|---|---|
| ● 日常の行動・表情の様子 | |
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ● 授業中・休み時間 | |
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |
| ● 昼食時 | |
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |
| ● 清掃時 | |
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
| ● その他 | |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> スポ少や部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている生徒

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう | |

II. いじめ事案対処

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、関係生徒の身の安全を確保する。あわせて、直ちに校長、教頭、学級担任、生徒指導担当に連絡し、校長の指示のもと、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。(資料2参照)

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

2 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめら

れる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

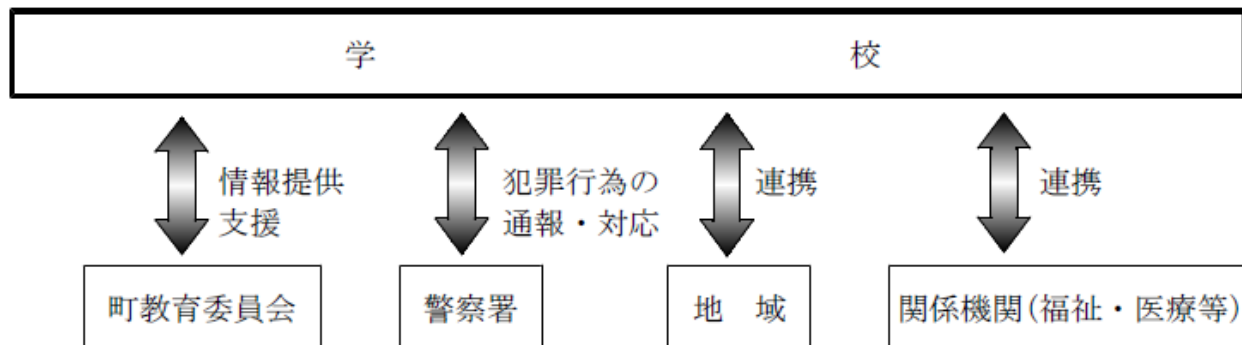
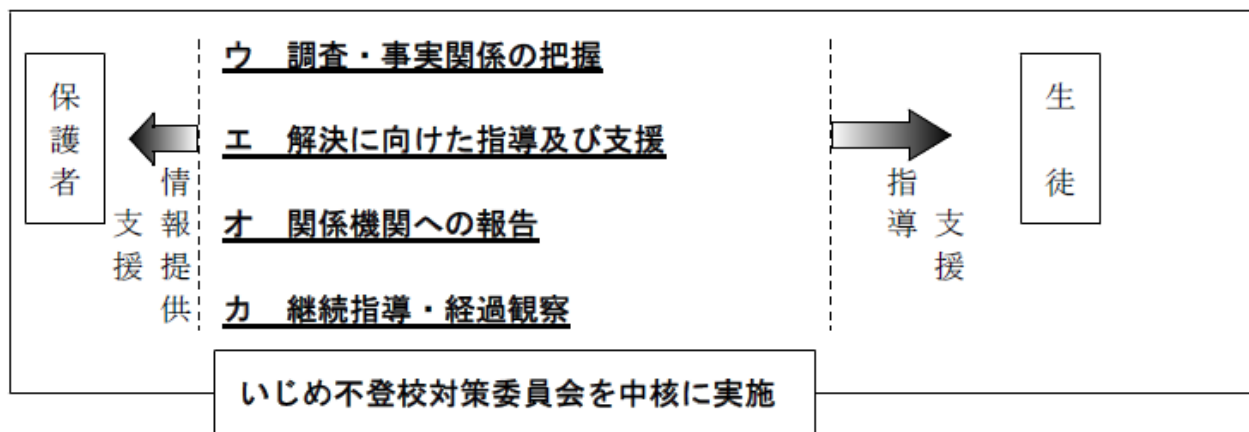
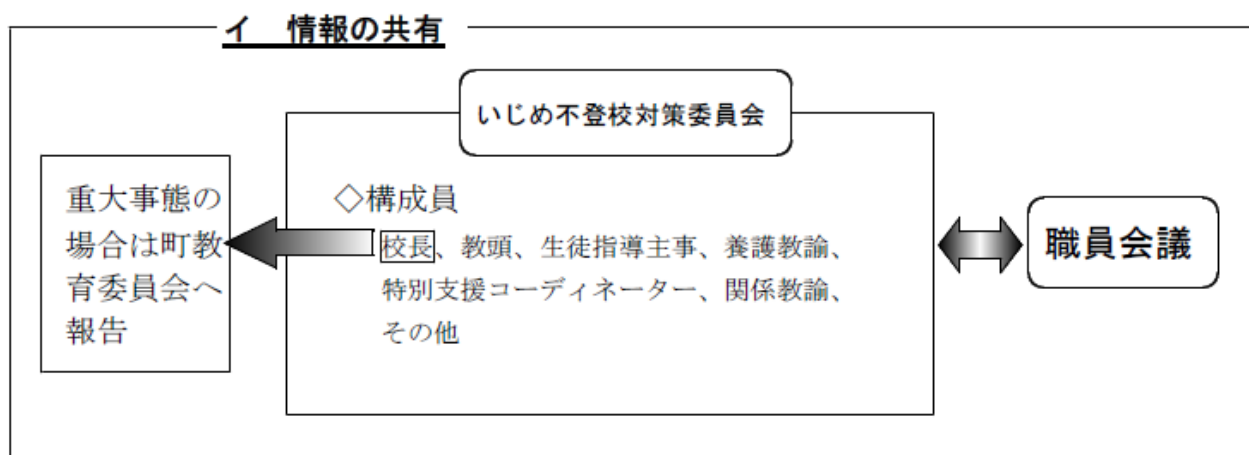
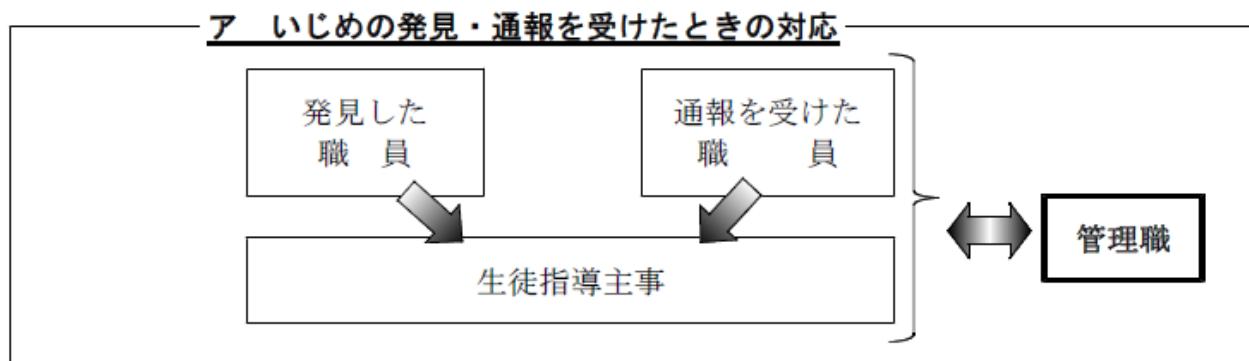
(3) 周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



3 ネット上のいじめへの対応

インターネット・SNSの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールやSNSでメッセージを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・ 生徒たちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネット・SNSの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネット・SNSの特殊性を踏まえて〉

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、教育委員会、警察等の専門機関との連携が必要になる。県教育委員会のネットいじめ目安箱サイト等も活用する。

書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

相談機関

- 宮崎県教育庁人権同和・生徒指導課 (TEL 0985-26-7238)
- ふれあいコール・宮崎県教育研修センター (TEL 0985-38-7654)
- 24時間子供 SOS ダイヤル (TEL 0120-0-78310)
- 宮崎県警察本部サイバー犯罪対策課 (TEL 0985-31-0110)
- ネットいじめ目安箱(メールによる相談)(<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>)

3 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって生徒を守り通す～

1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

2 被害の生徒の保護・ケア

- ・ 被害の生徒に対する全職員によるケア体制の確立
- ・ 被害の生徒に対する複数の職員によるマンツーマンでの保護
- ・ スクールカウンセラーによるケア
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ・ 授業に対する配慮

3 加害の生徒への働きかけ

- ・ 加害の生徒とその保護者に対するケア

〈状況に応じて〉

- ・ 別室での学習の実施
- ・ 警察への相談・通報
- ・ 懲戒や出席停止

4 教育委員会・関係機関との連携

- ・ 町教育委員会への報告と連携 ⇒ 町長に報告・調査
- ・ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

5 保護者・地域との連携

- ・ 緊急保護者会の開催
- ・ 教育振興会との連携
- ・ 学校評価委員との連携
- ・ 民生児童委員等との連携

門川中学校 いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト

記入者氏名（

）

【点検項目】

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			ア	イ	ウ	エ
			できている	おおむねできている	あまりできていない	できていない
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立していますか。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	5	道徳や学級活動・生徒会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導ならびに助言が行われていますか。				
	6	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	7	いじめを行う生徒への対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	8	いじめられる生徒への対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	9	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
早期発見・早期指導	10	日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	11	生徒が発する危険信号を見逃さないために、生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めていますか。				
	12	養護教諭・他学年職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	13	いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っていますか。				
	14	学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ教育センター等関係機関との連携を図っていますか。				
	15	生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできるような教育相談体制が整備されていますか。				
	16	教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制となっていますか。				
	17	生徒の個人情報について適切に管理され取り扱われていますか。				
家庭地域との連携	18	学校・学級通信等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築けていますか。				
	19	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっていますか。				
	20	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。				

問題点や今後の改善策等（うまくできない理由や改善のアイデア等ありましたら記入してください）